

行政経営に関する最近の動向

(静岡県経営管理部行政経営課)

1 外郭団体の経営改善の推進 (H31. 3. 29「経営健全化方針」の公表)

本県ではこれまで、全ての外郭団体の経営の健全化を推進するため、団体の必要性や経営の健全性等の評価、改善の方向性を記載した「点検評価表」を毎年度作成し、ホームページで公表しています。

この度、団体の将来的な財務状況の悪化を未然に防ぐため、点検評価表を総務省通知に基づく「経営健全化方針」として位置付け、下記基準により改めて公表することとしました。今後とも、「経営健全化方針」に基づく団体の経営改善を促進していきます。

○目的

赤字収支が継続している団体について、早期の経営改善を図り、将来的な財務状況の悪化を防止するため

○対象団体の選定基準

平成28年度及び29年度の経常損益が特別な要因無く赤字となった団体

○対象団体の状況

(単位：千円)

団 体 名	経常損益		H30. 3. 31 純資産	主な経営健全化の方向性
	H28年度	H29年度		
(公財) 静岡県生活衛生 営業指導センター	▲1,372	▲1,105	137,440	受託事業の強化による 収益増加
(一財) 静岡県労働福祉 事業協会	▲102,638	▲59,291	1,806,099	おおとり荘の利用拡大
(一財) 静岡県青少年会館	▲2,155	▲4,121	268,133	貸館利用率の向上

※各団体の経営健全化方針(=点検評価表)はホームページにて公表しています。

URL：<http://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-030a/4-6.html>

(参考) 総務省通知の概要

以下の内容を地方公共団体に要請

- ・財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体は、その第三セクター等の経営健全化のための方針(「経営健全化方針」)を策定し、公表する。
- ・策定及び公表期限：平成31年3月31日
- ・対象団体：地方公共団体が出資(原則25%以上)等の財政援助を行っている法人のうち、下表の区分に該当する法人

<総務省が示す策定区分及び静岡県の対象団体>

策 定 区 分	静岡県の対象団体
債務超過法人	無
実質的に債務超過である法人	無
地方公共団体が多大な財政的リスクを有する法人	無
各地方公共団体において、経常収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要である法人	上記3団体

2 指定管理者制度等民間能力の活用

平成15年9月の地方自治法改正により、民間事業者を含む幅広い団体の中から自治体が指定するものに公の施設の管理を委ねる指定管理者制度が創設され、積極的な制度活用に努めております。

また、富士山静岡空港については、平成31年4月から、公共施設等運営権（コンセッション）制度へ移行しました。

＜指定管理者制度導入施設数：45施設（31年4月1日現在）＞

16年度（2施設）	静岡県東部地域交流プラザ【※】 静岡県西部地域交流プラザ【※】
17年度（5施設）	静岡県水産試験場浜名湖分場体験学習施設（ウオット） 静岡県富士山こどもの国 静岡県立水泳場、静岡県富士水泳場、静岡県立武道館
18年度（31施設）	静岡県コンベンションアーツセンター、静岡県舞台芸術公園 静岡県立森林公園森の家施設、静岡県立森林公園施設 静岡県県民の森施設、静岡県総合社会福祉会館 静岡県婦人保護施設清流荘、静岡県総合健康センター 伊豆医療福祉センター【※】、静岡県浜松内陸コンテナ基地 静岡県沼津労政会館、静岡県静岡労政会館、静岡県浜松労政会館 静岡県産業経済会館、静岡県家畜共同育成場 稲取漁港の漁港施設の一部（プレジャーボート関係事務のみ） 静浦漁港の漁港施設の一部（同上） 焼津漁港（焼津地区）の漁港施設の一部（同上） 焼津漁港（小川地区）の漁港施設の一部（同上） 網代漁港の漁港施設の一部（同上） 妻良漁港の漁港施設の一部（同上） 清水港臨港交通施設（日の出駐車場） 清水港港湾環境整備施設（日の出緑地及び遊歩道） 清水港旅客施設（待合所）、静岡県清水港湾交流センター 清水港港湾管理施設（港湾関連団体用業務室）、静岡県草薙総合運動場 遠州灘海浜公園、愛鷹広域公園、小笠山総合運動公園、吉田公園
19年度（2施設）	男女共同参画センター、朝霧野外活動センター
21年度（2施設）	富士見学園、富士山静岡空港【※】
22年度（2施設）	浜名湖ガーデンパーク、三ヶ日青年の家
26年度（1施設）	コンベンションぬまづ（愛称：プラサ ヴェルデ）
27年度（1施設）	浜名湖プレジャーボート係留施設
28年度（1施設）	静岡県医療健康産業研究開発センター
30年度（1施設）	日本平山頂シンボル施設（H30.10月～）
31年度（1施設）	浜松学園

※24年度：伊豆医療福祉センターを民間譲渡、25年度：東部及び西部地域交流プラザを廃止

31年度：富士山静岡空港を公共施設等運営権（コンセッション）制度へ移行

【公共施設等運営権（PFI法第2条第7項）】

- ・利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共施設等の管理者等が有したまま、運営権を民間事業者を設定する方式（平成23年：PFI法改正）
- ・管理者等が有する施設所有権のうち、公共施設等を運営して利用料金を収受する（収益を得る）権利を切り出したもの

＜参考＞富士山静岡空港における公共施設等運営権の設定概要

区分	内容
運営権者	富士山静岡空港株式会社 代表取締役 西村 等 （静岡県牧之原市坂口3336番地4）
運営等の内容	空港運営等事業、環境対策事業、附帯事業
事業期間	平成31年4月1日から20年間
運営権対価	10億円（税抜）

3 県庁の働き方改革

(1) 働き方改革の実績と今後の取組

項 目	実績 (～H30)	今後の取組 (R1 以降)
業務の見直し・効率化		
B P R の視点による業務改善活動	疾病対策課でモデル実施し、10 の改善策を立案、一部改善策は実施済	○新たな業務改善活動実施 (6/14～) 【対象所属】 消防保安課、市町行財政課、経営支援課、集中化推進課、熱海健康福祉センター医療健康課 ○立案した改善策の具現化 【対象所属】 疾病対策課 (難病認定審査の I C T 化)
業務改善アドバイザーの活用	—	○行政経営課に民間アドバイザー (委託先: 富士通株) を配置し、各所属からの相談に対応 (6/14～)
I C T の活用	入札参加資格審査など 24 業務に R P A を適用	○R P A の導入拡大 ・昨年度作成した業務の実用化 ・新たな業務への適用に向けた掘り起こし ○音声認識技術等新世代 I C T の実証実験
職場環境の改善		
ワークプレイス改善	地域振興局でモデル実施 (H30.10～)	○知事直轄組織政策推進局、健康福祉部長寿政策課・介護保険課、清水港管理局の 3 箇所で実施
多様な働き方の実現		
サテライトオフィス	本庁・浜松 (H29.8～) 東部・東京 (H30.8～)	○藤枝、中遠総合庁舎に新たに設置 (R 元.9 月から利用開始予定)
在宅勤務	試行に向けた課題等の整理	○一部職員によるトライアル実施・制度創設 ○在宅勤務用モバイル端末の整備 (20 台) ○在宅勤務の試行開始
時差勤務	勤務区分を 4 パターンから 9 パターンに拡大 (H30.7～)	○9 パターンの勤務区分を継続実施
心身の健康増進・不安解消		
健康啓発	本庁エレベーターモニターや廊下・階段を活用した健康情報発信	○健康情報発信を全庁に拡大 ○S D O データベースを活用し、所属ごと「健康宣言」を実施
メンタルヘルス研修	各階層に対する研修を実施	○新任課長のセルフケア能力向上に向けた研修の充実

(2) 時間外勤務上限規制導入と縮減対策

今年度から、原則月 45 時間、年間 360 時間の時間外上限規制を導入したことから、年 360 時間を超える職員を発生させないことを目標として取り組みます。

<時間外勤務が年 360 時間を超える職員の推移> (単位：人)

区 分	H28	H29	H30
360 時間超	910	866	904
540 時間超	346	283	271

<時間外勤務縮減対策のポイント>

1 話し合い、意識改革で減らす

- 随時の業務点検、柔軟な配置転換、定時退庁の徹底
- 休暇の取得促進
 - ・「チャレンジ れいわ (08)」
時間外月45時間0人、夏休み取得8日間(夏季休暇5日+年休3日)
 - ・1月1休み運動(ひとつきひとやすみうんどう：月に1日は休暇を取得)
 - ・連休のすすめ(連休前後に連続して休暇取得)

2 ICTで減らす

- RPA (Robotic Process Automation) の導入
- 音声認識技術やAI-OCR (Artificial Intelligence-Optical Character Reader) など、新世代ICTの導入

3 仕事のやり方で減らす

- 資料3ない運動(作らせすぎない、複雑にしすぎない、手戻りをさせない)
- 会議1/8運動(会議時間・開催頻度、参加人数、会議資料をそれぞれ1/2=1/8)
- 「業務指示は15時まで」運動